

経済成長率及び長期金利の置換による影響

■ 前提条件の変更

- ①経済成長率【現 行】R8.1.22国公表「過去投影ケース」⇒【今 回】R8.7.30国公表「現状投影ケース」
 ②長期金利【現 行】R8.1.22国公表「過去投影ケース」⇒【今 回】R8.7.30国公表「現状投影ケース」に0.5%加算(各年度)

区 分		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経 済 成長率	① 現 行	3.4%	1.6%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%
	② 今 回	3.4%	3.9%	2.3%	2.2%	2.1%	2.1%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%
	②－①	0.0%	2.3%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%
金 利	① 現 行	2.3%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%	1.9%	1.9%	1.8%	1.8%	1.7%
	② 今 回	3.0%	3.0%	3.4%	3.4%	3.3%	3.2%	3.2%	3.1%	3.1%	3.0%
		(2.7%)	(3.0%)	(2.9%)	(2.9%)	(2.8%)	(2.7%)	(2.7%)	(2.6%)	(2.6%)	(2.5%)
	②－①	0.7%	0.9%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%

※1 【R8経済成長率】当初予算時の経済成長率に固定

【R8金利】 現 行：本県の当初予算金利 今 回：直近10年国債最高利率:2.8%+地方債スプレッド:0.2%

※2 今回金利の上段：R8.7.30国公表「現状投影ケース」に国金利上振れリスク予想に合わせR10以降0.5%を加算

※3 今回金利の下段カッコ書き：R8.7.30国公表「現状投影ケース」

経済成長率及び長期金利の置換による影響

■ 試算の結果

現行に比べ収支は各年度で改善の見通しであるが、実質公債費比率は大幅に悪化。

対策を講じない場合、**R13年度に3か年平均の実質公債費比率が25.0%を超過し、早期健全化団体に移行**する見通し。

(億円)

区 分		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収 支	① 現 行	▲130	▲180	▲220	▲305	▲320	▲315	▲315	▲315	▲285	▲285
	② 今 回	▲130	▲150	▲180	▲270	▲295	▲300	▲300	▲300	▲260	▲250
	②－①	0	30	40	35	25	15	15	15	25	35
実 質 公債費 比 率	① 現 行※	21.7%	23.9%	24.3%	25.1%	24.9%	24.1%	24.1%	23.4%	23.1%	22.7%
	(3か年平均)	20.7%	22.6%	23.3%	24.5%	24.8%	24.7%	24.3%	23.8%	23.5%	23.1%
	② 今 回	21.7%	23.4%	24.1%	25.1%	25.3%	24.9%	25.1%	24.7%	24.5%	24.2%
	(3か年平均)	20.5%	22.3%	23.1%	24.2%	24.8%	25.1%	25.1%	24.9%	24.8%	24.5%
	②－①	0.0%	▲0.5%	▲0.2%	0.0%	0.4%	0.8%	1.0%	1.3%	1.4%	1.5%
	(3か年平均)	▲0.2%	▲0.3%	▲0.2%	▲0.3%	0.0%	0.4%	0.8%	1.1%	1.3%	1.4%

※現行：R8当初フレームに用先債の取扱変更に伴う影響を反映したもの

作成年月日	令和8年8月18日
作成部局名	財務部財政課

兵庫県公債費負担適正化計画（案）

令和8年8月18日

〈目 次〉

第1	計画策定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 1
第2	実質公債費比率が18%以上となった要因の分析	・ ・ ・ ・ ・ 2
1	阪神・淡路大震災からの復旧・復興に伴い生じた財政負担	
2	過去の高い投資水準に伴う公債費（県債の元金・利子）の負担増	
3	長期金利上昇の影響による公債費（利子）の増	
4	臨時財政対策債の償還差（交付税措置額）の縮小	
第3	実質公債費比率の見通し	・ ・ ・ ・ ・ 7
第4	公債費負担適正化計画策定の方向性	・ ・ ・ ・ ・ 10
第5	計画期間及び実質公債費比率の適正管理のための方策	・ ・ ・ ・ ・ 11
1	計画期間	
2	計画目標	
3	実質公債費比率の適正管理のための方策	
第6	各年度の財政収支の見通し	・ ・ ・ ・ ・ 13

第1 計画策定の趣旨

■ 計画策定の趣旨

- 令和7年度決算において実質公債費比率〔3か年平均〕が19.2%となり、起債許可団体に移行（18%を超過）
- 実質公債費比率はその後も金利上昇により高い水準で推移する見込みであることから、起債許可を受けるにあたり、公債費負担適正化計画を策定し、投資規模の抑制など適切に公債費の管理を行うための方策を設定

【参考】実質公債費比率とは

- ✓ 財政健全化法で定める地方公共団体の財政状況を示す指標のうち、公債費による財政負担の度合いを判断する指標
- ✓ 18%以上となった場合、起債にあたり総務大臣の許可が必要。また、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%以上
- ✓ 起債の許可を受けるには、18%以上では公債費負担適正化計画、25%以上では財政健全化計画（議決事項）の策定が必要

第2 実質公債費比率が18%以上となった要因の分析

■ 実質公債費比率が18%以上となった要因の分析

- 実質公債費比率は、その団体の標準財政規模に対する借金返済の割合を示す指標であり、算定においては、分子は、主に公債費【下表①】と積立不足加算額（県債管理基金の積立不足に対する加算額）【下表②】により捕捉される。

[本県における実質公債費比率の主な悪化要因]

- 1 阪神・淡路大震災からの復旧・復興に伴い生じた財政負担
 - (1) 震災関連県債の償還
 - (2) 県債管理基金を取り崩したことによる積立不足の発生
- 2 過去の高い投資水準に伴う公債費（県債の元金・利子）の負担増
- 3 長期金利上昇の影響による公債費（利子）の増
- 4 臨時財政対策債の償還差（交付税措置額）※ の縮小

※ 交付税算入ピッチ（20～30年償還）よりも長い償還ピッチ（30年償還）を県として設定していたことから、償還財源の超過が発生するもの

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①公債費	12.1%	11.4%	13.3%	13.4%	14.3%	13.8%	13.7%	14.9%	15.2%	17.9%
②積立不足加算額	3.0%	1.9%	1.3%	2.3%	0.8%	1.9%	2.5%	2.8%	2.9%	3.9%
実質公債費比率（単年度）①+②	15.1%	13.3%	14.6%	15.7%	15.1%	15.7%	16.2%	17.7%	18.1%	21.8%
実質公債費比率（3か年）	17.1%	16.2%	14.4%	14.6%	15.2%	15.5%	15.7%	16.5%	17.3%	19.2%

第2 実質公債費比率が18%以上となった要因の分析

➤ 1 阪神・淡路大震災からの復旧・復興に伴い生じた財政負担

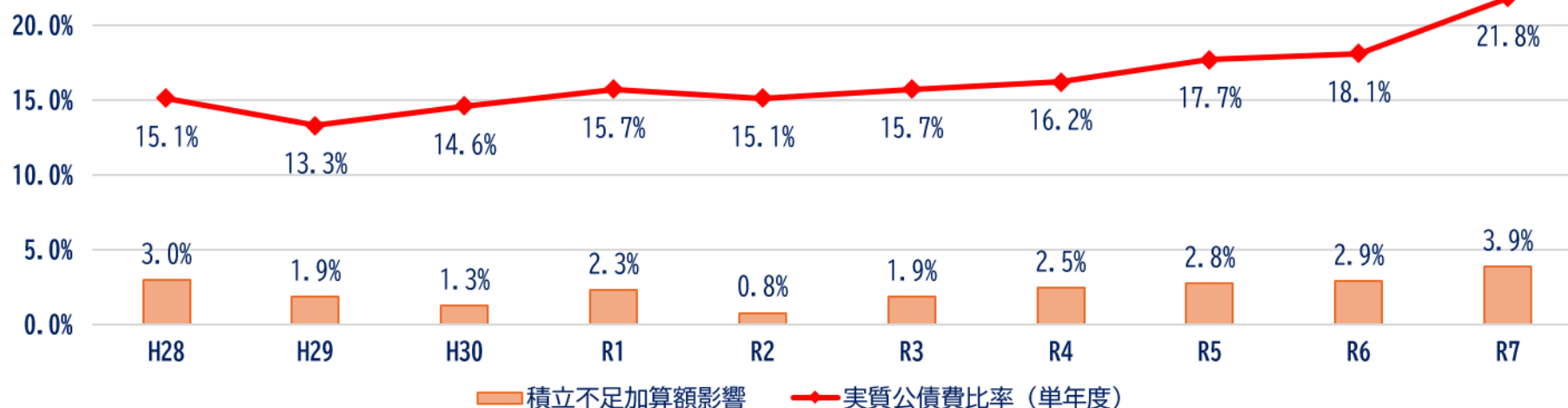
(1) 震災関連県債の償還

- ✓ 阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業等のため、1.3兆円の震災関連県債を発行したことにより、震災関連公債費の負担が今後も続く見通し（R8震災関連公債費：295億円、R8震災関連県債残高：853億円）

(2) 県債管理基金を取り崩したことによる積立不足の発生

- ✓ また、県債管理基金を取り崩した（約5,000億円）ことにより、**多額の積立不足が発生**（概ね4,000億円）しており、現在に至るまで**取崩額を積戻しできていない。**
- ✓ 加えて、地域整備・分収造林の各事業の債務処理にあたり、一時的に県債管理基金で立替※（R5～R13、累計：1,214億円） ※ 行政改革推進債を活用し、約120億円×10年間（R6～R15）で計画的な積戻しを実施
- ✓ 本県においては、**積立不足加算額の影響が実質公債費比率を底上げ**しており、指標悪化の要因
- ✓ 今後、過去の低金利環境において発行した長期債の満期到来に伴い、借換時実償還額が増加〔積立額の減少により積立不足率が悪化〕することにより、**積立不足加算額の影響が増加**

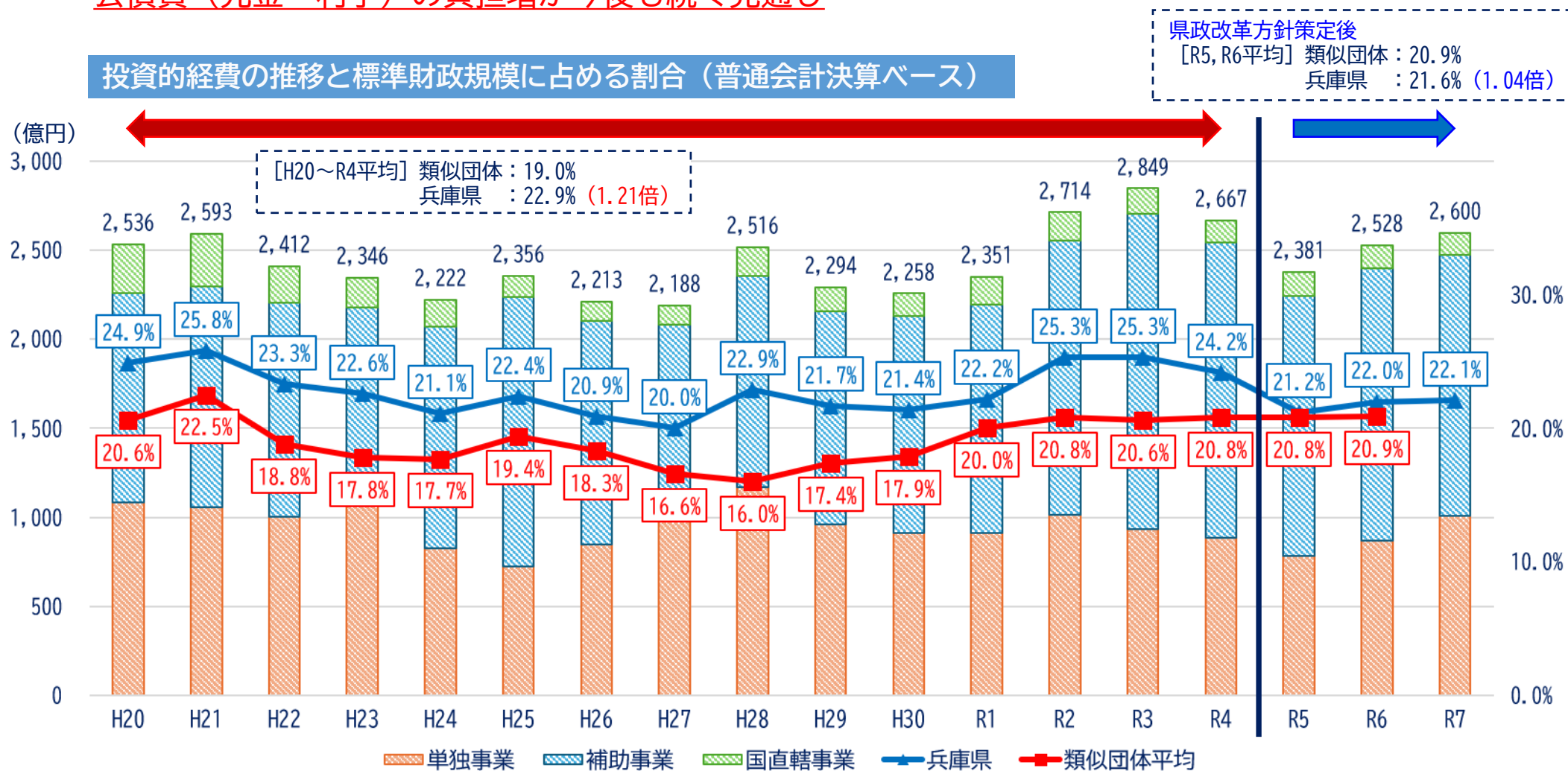
実質公債費比率（単年度）の推移



第2 実質公債費比率が18%以上となった要因の分析

➤ 2 過去の高い投資水準に伴う公債費（県債の元金・利子）の負担増

- ✓ 行財政構造改革期間（H20～H30）において投資事業の水準を見直してきたものの、投資規模は類似団体※と比べて高い水準で推移 ※ 財政能力等が類似する次の7団体：埼玉県、千葉県、静岡県、愛知県、京都府、広島県、福岡県
- ✓ 県政改革方針（R4～R10）において投資規模の適正化を図っているが、過去の高い投資水準に伴い、公債費（元金・利子）の負担増が今後も続く見通し

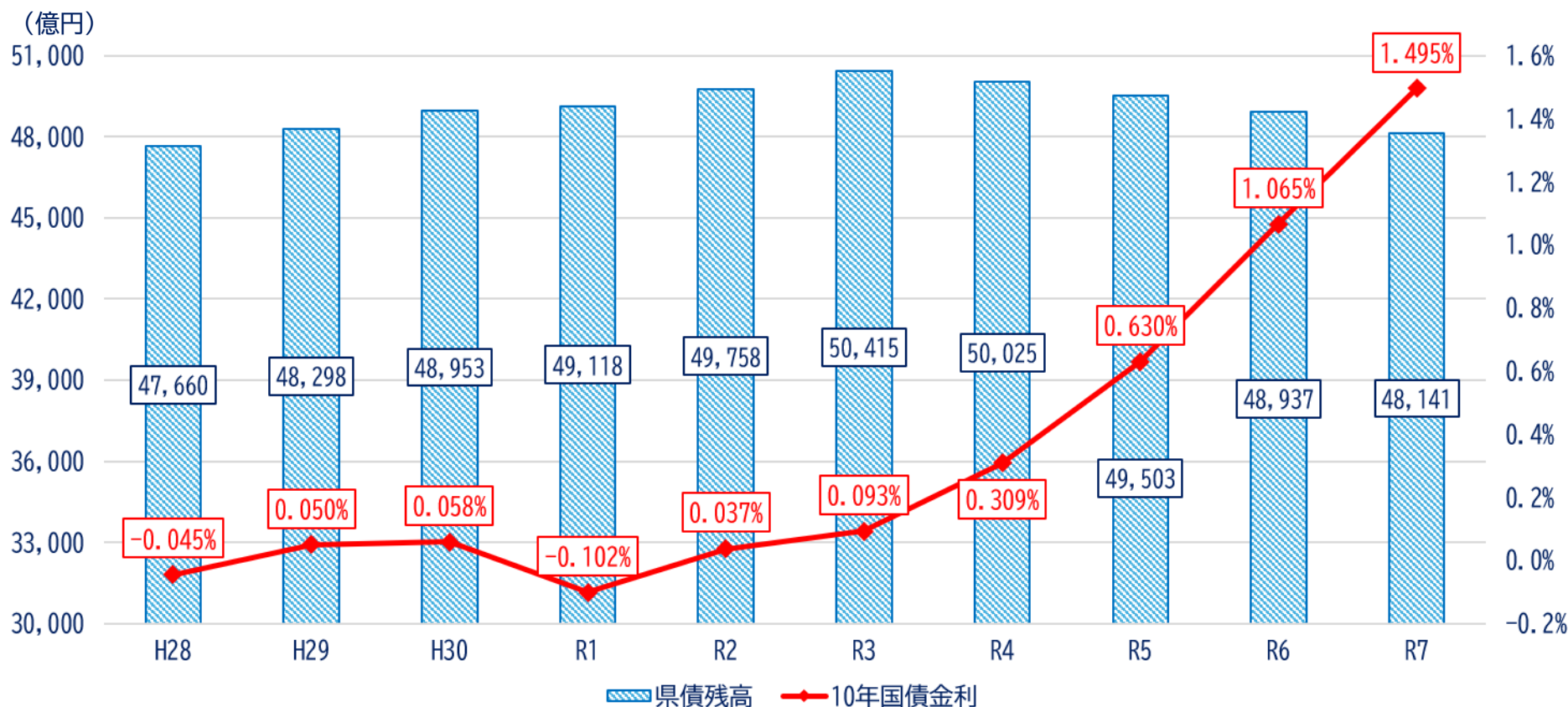


第2 実質公債費比率が18%以上となった要因の分析

➤ 3 長期金利上昇の影響による公債費（利子）の増

- ✓ 一般会計の県債残高（今後、金融機関等実際に償還すべき残高）は高い水準が続く状況
- ✓ 長期金利上昇の影響による発行利率の上昇により、多額の県債残高を抱える本県は、今後、多額の利子負担が発生する見込み

県債残高と10年国債金利の推移

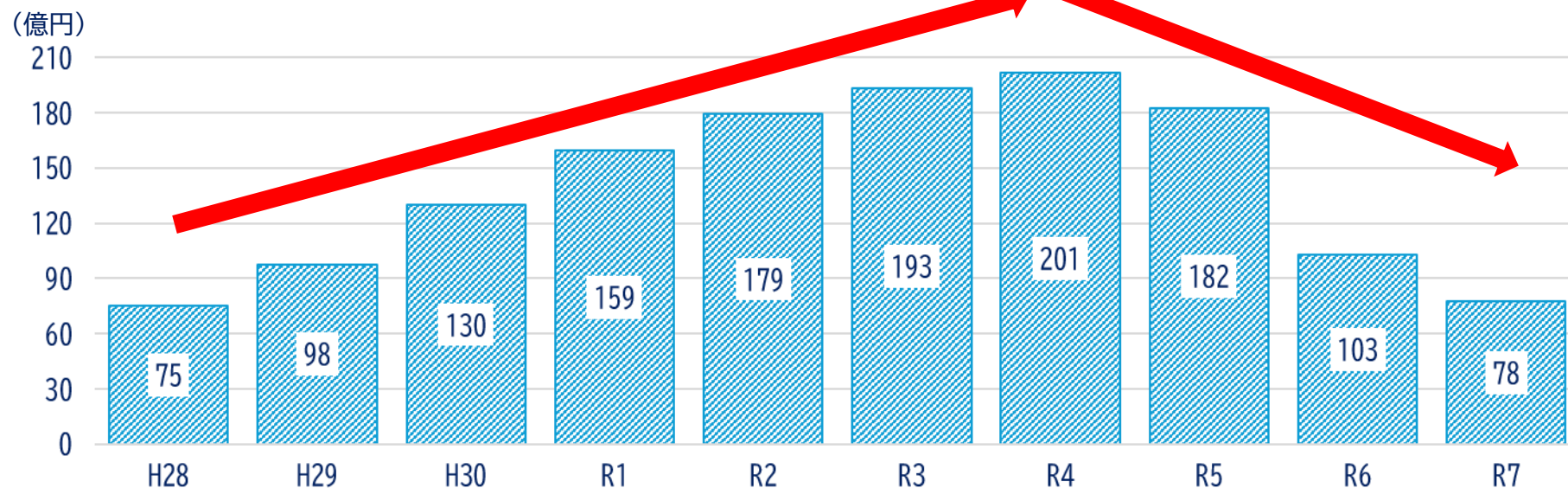


第2 実質公債費比率が18%以上となった要因の分析

➤ 4 臨時財政対策債の償還差（交付税措置額）の縮小

- ✓ 臨時財政対策債の償還財源は、地方交付税により措置。ただし、交付税算入ピッチ〔20～30年償還〕よりも長い償還ピッチ〔30年償還〕を県として設定していたことから、**償還財源の超過が発生**
- ✓ これまで臨時財政対策債の発行額が累積にするにつれて償還財源の超過額が大きくなっていったが、地方財政の収支改善に伴い発行額が減少に転じた**令和4年度以降、超過額は徐々に縮小**
- ✓ 実質公債費比率の算定においては、分子の元利償還金等から対応する地方交付税措置額が控除されるため、超過額が大きいほど分子が小さくなるが、今後、**超過額が減少**していくため、一時的な指標悪化の一因

償還財源の超過額※の状況 ※ 財源超過額＝交付税算入額－公債費



臨時財政対策債の発行状況

(単位：億円)

臨時財政対策債 (発行額)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7以降
	1,049	1,061	1,042	854	820	1,551	474	257	118	(皆減)

【参考】臨時財政対策債とは

- ✓ 国の地方交付税の財源不足に対応するため、地方財政収支の不足額の補てんとして発行する地方債（地方交付税の振替）
- ✓ 元利償還金相当額の全額が、後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税として措置

第3 実質公債費比率の見通し

■ 試算の前提条件（令和8年度当初予算をもとに以下の前提で試算）

経済成長率は、「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府）における現状投影ケースで試算。

金利については、R8は実勢金利を踏まえ3.0%と設定。R9は現状投影ケースの名目長期金利。R10以降は将来の変動リスクに備えるため、内閣府試算で継続的に0.5%ポイント程度上振れた場合に想定されている現状投影ケースにおける名目長期金利で試算。

区 分	試 算 方 法																																
投資規模	(1) 通常事業費等 現行の投資フレームに基づく事業費（2,075億円） (2) 県庁舎整備費 700億円（整備費＋関連経費(3号館改修経費)）※R11～R15の5年間で事業費均等での整備を想定																																
金 利	➤ R8は実勢金利を踏まえ3.0%と設定 ➤ R9は「中長期の経済財政に関する試算」（R8.7月公表）における現状投影ケースの名目長期金利。R10以降は、内閣府試算で継続的に0.5%ポイント程度上振れた場合に想定されている現状投影ケースにおける名目長期金利 <table><tr><th>区 分</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th><th>R15</th><th>R16</th><th>R17</th></tr><tr><td rowspan="2">名目長期金利</td><td>3.0%</td><td>3.0%</td><td>3.4%</td><td>3.4%</td><td>3.3%</td><td>3.2%</td><td>3.2%</td><td>3.1%</td><td>3.1%</td><td>3.0%</td></tr><tr><td>(2.7%)</td><td>(3.0%)</td><td>(2.9%)</td><td>(2.9%)</td><td>(2.8%)</td><td>(2.7%)</td><td>(2.7%)</td><td>(2.6%)</td><td>(2.6%)</td><td>(2.5%)</td></tr></table> ※ 下段は「中長期の経済財政に関する試算」（R8.7月公表）における現状投影ケースの名目長期金利	区 分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	名目長期金利	3.0%	3.0%	3.4%	3.4%	3.3%	3.2%	3.2%	3.1%	3.1%	3.0%	(2.7%)	(3.0%)	(2.9%)	(2.9%)	(2.8%)	(2.7%)	(2.7%)	(2.6%)	(2.6%)	(2.5%)
区 分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17																							
名目長期金利	3.0%	3.0%	3.4%	3.4%	3.3%	3.2%	3.2%	3.1%	3.1%	3.0%																							
	(2.7%)	(3.0%)	(2.9%)	(2.9%)	(2.8%)	(2.7%)	(2.7%)	(2.6%)	(2.6%)	(2.5%)																							
地方交付税等	➤ 現行の投資フレームに基づき試算																																
経済成長率	➤ 「中長期の経済財政に関する試算」（R8.7月公表）における現状投影ケースの名目経済成長率 <table><tr><th>区 分</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th><th>R15</th><th>R16</th><th>R17</th></tr><tr><td>名目経済成長率</td><td>3.4%</td><td>3.9%</td><td>2.3%</td><td>2.2%</td><td>2.1%</td><td>2.1%</td><td>2.1%</td><td>2.0%</td><td>2.0%</td><td>2.0%</td></tr></table>	区 分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	名目経済成長率	3.4%	3.9%	2.3%	2.2%	2.1%	2.1%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%										
区 分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17																							
名目経済成長率	3.4%	3.9%	2.3%	2.2%	2.1%	2.1%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%																							
標準財政規模	➤ ～R17：R8標準財政規模に経済成長（現状投影ケースに基づく名目経済成長率）に伴う税收等を加算 ➤ R18～：R17標準財政規模を横置き																																

第3 実質公債費比率の見通し

■ 実質公債費比率の試算

県債管理基金の積立不足に基づき算定される加算額が実質公債費比率を押し上げ（R8以降、5.2%～7.6%程度）

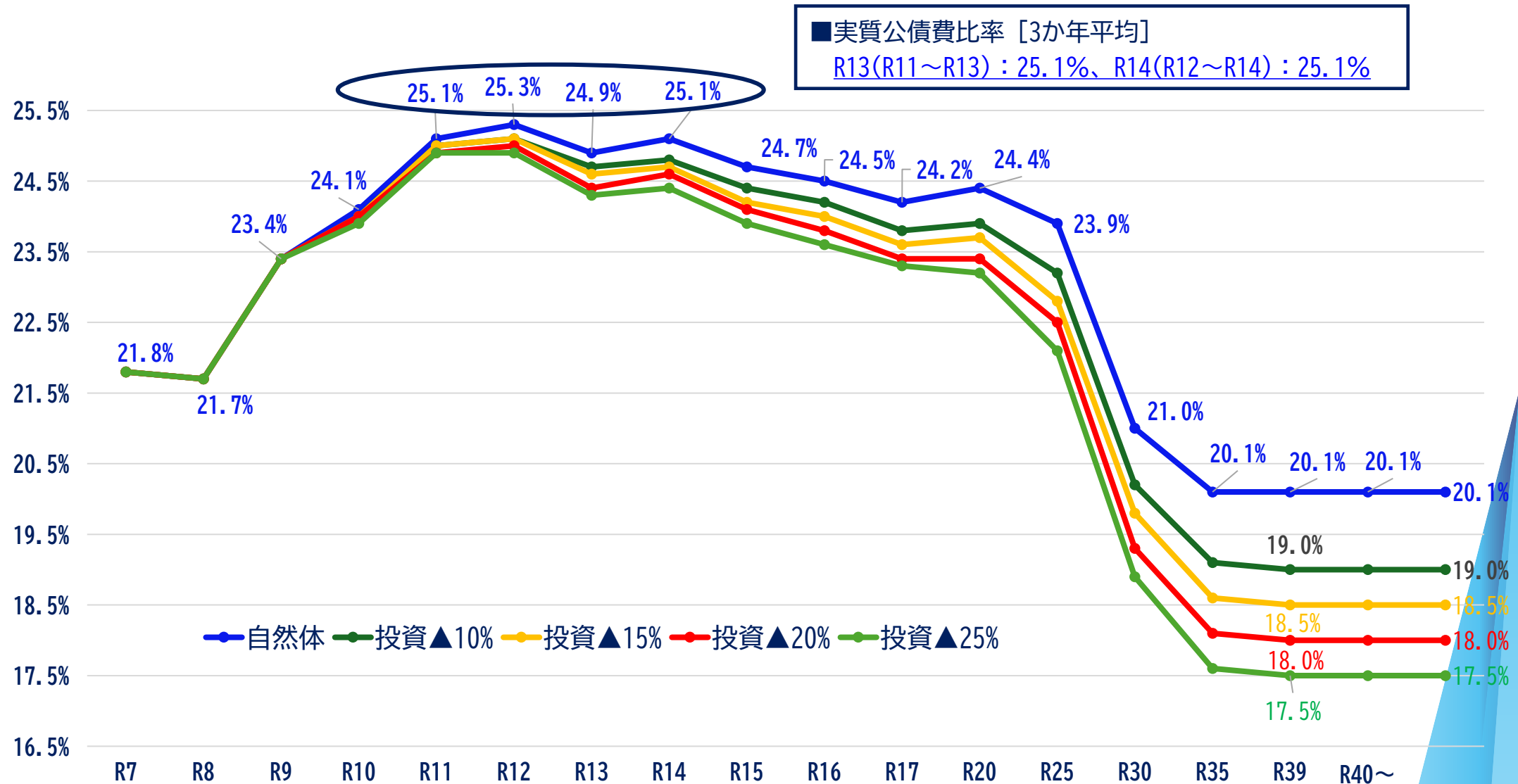
実質公債費比率（3か年平均）はR13年度に25%を超過し、早期健全化団体に移行するおそれ

なお、実質公債費比率を18%未満まで抑制（達成年度：R39）するためには、現行から△25%の投資削減が必要

区 分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
①公債費	16.2%	17.4%	17.2%	17.5%	18.2%	19.6%	19.6%	19.5%
②積立不足加算額影響	5.5%	6.0%	6.9%	7.6%	7.1%	5.3%	5.5%	5.2%
実質公債費比率（単年度）①+②	21.7%	23.4%	24.1%	25.1%	25.3%	24.9%	25.1%	24.7%
実質公債費比率（3か年）	20.5%	22.3%	23.1%	24.2%	24.8%	25.1%	25.1%	24.9%

区 分	R16	R17	R20	R25	R30	R35	R39～
①公債費	19.2%	19.5%	19.2%	17.1%	15.0%	13.8%	13.8%
②積立不足加算額影響	5.3%	4.7%	5.2%	6.8%	6.0%	6.3%	6.3%
実質公債費比率（単年度）①+②	24.5%	24.2%	24.4%	23.9%	21.0%	20.1%	20.1%
実質公債費比率（3か年）	24.8%	24.5%	—	—	—	—	—

第3 実質公債費比率の見通し



※ R9から毎年一定割合の投資削減を行った場合、R39に公債費が平準化することから、以降の実質公債費比率は同水準となる見込み

第4 公債費負担適正化計画策定の方向性

- ✓ 実質公債費比率の試算では、R13～14年度に3か年平均で25%を超過し、早期健全化団体に移行するおそれ
- ✓ また、公債費が平準化するR39年度以降に、実質公債費比率を18%未満に抑制するために必要な投資削減（△25%程度）では、既存インフラの維持にも支障が生じかねず、実施は困難
- ✓ このため、投資抑制に加え、県債管理基金の積戻しを検討する必要があるが、財政状況が厳しい本県では、現時点で基金積戻しの実施が担保できない。

公債費負担適正化計画を以下の2段階で策定

■ 公債費負担適正化計画の策定

●第1段階【今回計画】

投資規模を抑制（現行から最低△10%）するとともに、金利の動向を注視しつつ、状況によっては特定目的基金の県債管理基金への積替え等を検討し、確実に実質公債費比率が25%を下回るように計画を策定

○令和9年度

歳入・歳出全般にわたる改革を検討。その中で今後の県債管理基金の積戻し方策を検討（改革の効果額を踏まえ、更なる投資削減の深堀も検討）

●第2段階【令和10年度以降計画】

投資規模の抑制に加え、県債管理基金の積戻しにより、最終的に実質公債費比率を18%未満に抑制することを目指す計画を改めて策定

第5 計画期間及び実質公債費比率の適正管理のための方策

1 計画期間

令和8年度から令和17年度まで〔10年間〕

2 計画目標

- ・計画期間中に、実質公債費比率が、早期健全化基準である25%を確実に下回るように管理
- ・中長期的には、実質公債費比率を18%未満に抑制することを目指す

3 実質公債費比率の適正管理のための方策

➤ (1) 投資規模の抑制による公債費の適正管理

令和9年度から投資規模を抑制（現行から最低△10%）

実質公債費比率〔単年度〕の抑制効果：△0.05%程度×実施年数で累増
（単年効果額：5億円の累計）

➤ (2) 県債管理基金における計画的な運用益の確保

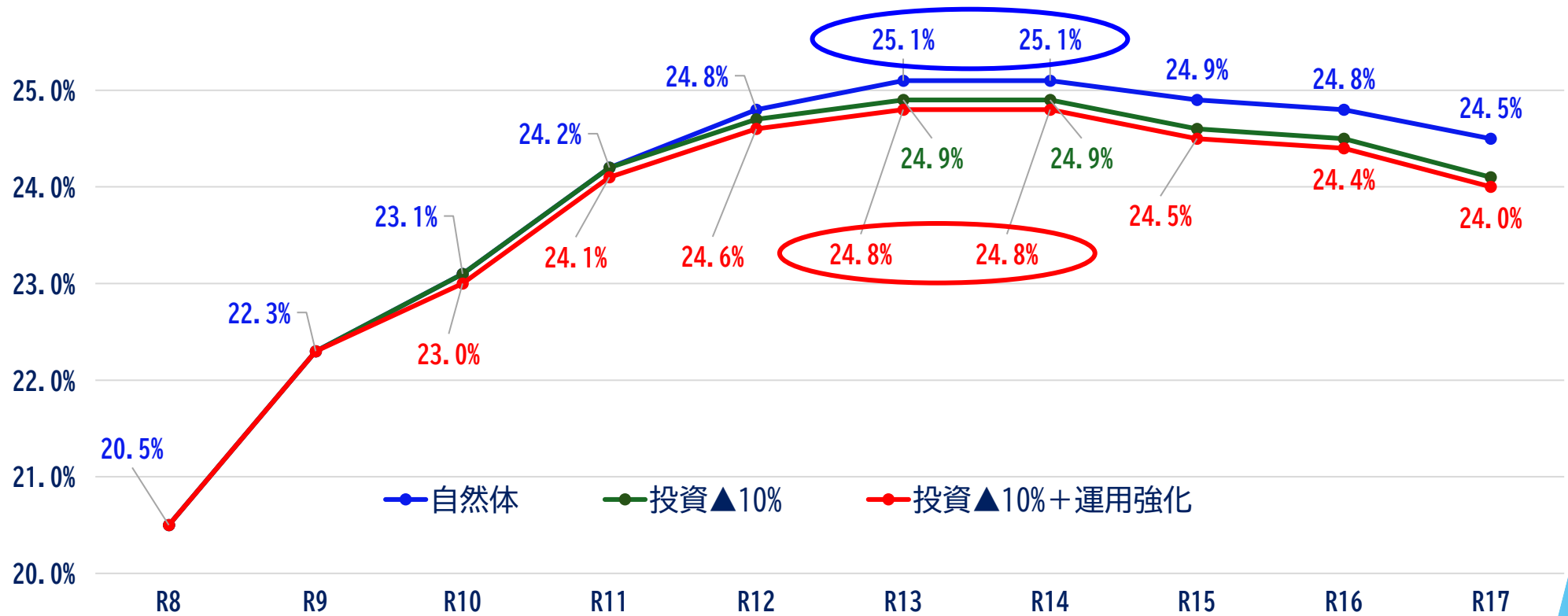
実質公債費比率〔単年度〕の抑制効果：△0.1%程度

➤ (3) その他

金利の動向を注視しつつ、状況によっては特定目的基金の県債管理基金への積替えを検討するなど
状況に応じて実質公債費比率の改善策を随時検討

第5 計画期間及び実質公債費比率の適正管理のための方策

各年度の実質公債費比率〔3か年平均〕の見通し



第6 各年度の財政収支の見通し

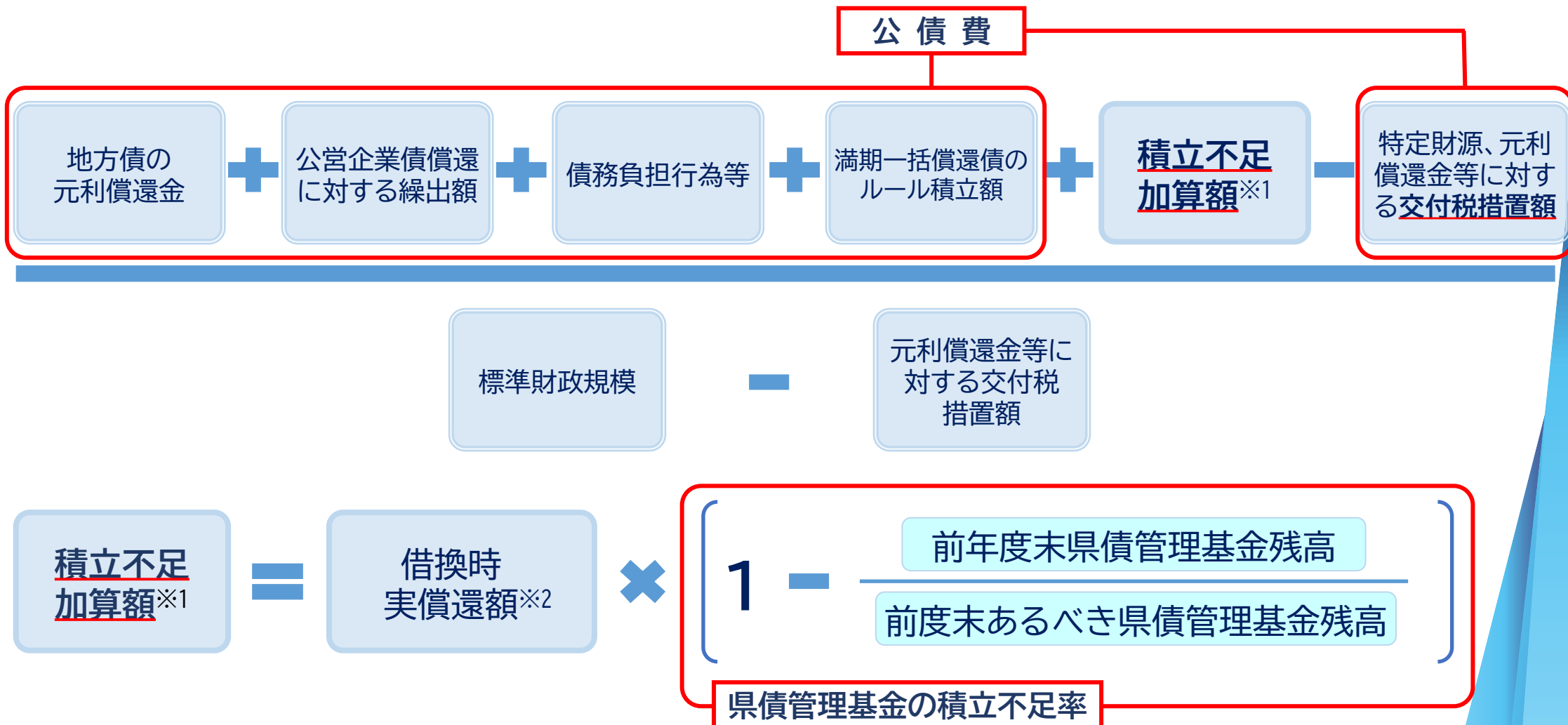
■ 各年度の財政収支の見通し

※ 令和8年度当初予算時点の財政収支見通しをもとに、「中長期の経済財政に関する試算」(R8.7月公表)における現状投影ケースの名目経済成長率及び名目長期金利に置き換えて試算

(単位：億円)

区 分	R8当初	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
県税等	10,705	11,070	11,315	11,555	11,790	12,025	12,270	12,510	12,755	13,005
地方交付税等	3,860	3,780	3,895	3,925	3,865	3,815	3,755	3,695	3,615	3,545
国庫支出金	1,950	2,075	2,140	2,080	2,080	1,945	1,945	1,920	1,940	1,915
特定財源	5,315	4,320	3,640	2,980	2,555	1,980	1,960	1,875	1,815	1,820
県債	1,120	1,200	1,235	1,300	1,285	1,020	1,020	1,035	830	830
歳入(計)	22,950	22,445	22,225	21,840	21,575	20,785	20,950	21,035	20,955	21,115
人件費	4,940	4,865	5,010	4,890	4,995	4,875	4,980	4,965	4,950	4,940
公債費	2,880	3,090	3,150	3,210	3,265	3,300	3,315	3,320	3,315	3,360
県税交付金	2,260	2,340	2,390	2,435	2,485	2,530	2,585	2,635	2,680	2,735
行政経費	11,210	10,310	9,795	9,395	8,960	8,655	8,645	8,690	8,680	8,740
投資的経費	1,790	1,990	2,060	2,180	2,165	1,725	1,725	1,725	1,590	1,590
歳出(計)	23,080	22,595	22,405	22,110	21,870	21,085	21,250	21,335	21,215	21,365
収 支	△ 130	△ 150	△ 180	△ 270	△ 295	△ 300	△ 300	△ 300	△ 260	△ 250

(参考) 実質公債費比率の算定式



※1 積立不足加算額：県債管理基金の積立不足率に応じて、実質公債費比率の算定分子に加算される額

※2 借換時実償還額：満期一括償還債の償還額のうち借換債を財源として償還を行った額を除く額
（＝満期一括償還債の償還額のうち県債管理基金を財源として償還した額）